

答申個第71号

平成29年1月30日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成28年6月23日付け西区窓第31号
個人情報開示請求に係る決定通知に関する決裁書類の開示決定事案（諮問個第112号）
- (2) 平成28年6月23日付け西区窓第33号
個人情報開示請求に関する期間延長通知の決裁書類の不存在による非開示決定事案（諮問個第113号）

1 審査会の結論

諮問庁が行った個人情報開示決定処分及び不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年4月12日に、諮問庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下のとおり個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 私はH28.2.29日に開示を請求しました。結果H28.3.31付西区窓第38号で決定通知書をいただきました。しかし決定期間をオーバーしても連絡も期間延長の通知もありませんでした。ついては本件に関する決裁書類を一切合切情報開示して下さい（以下「本件請求1」という。）。

イ 28.2.29付開示請求に関する期間延長通知の決裁の開示も求めます（以下「本件請求2」という。）。

- (2) 諮問庁は、本件請求1に係る公文書として「個人情報開示請求に係る決定及び通知について」（決定日 平成28年3月14日）（以下「本件公文書」という。）を特定し、個人情報開示決定（以下「本件処分1」という。）をし、平成28年4月27日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) また、諮問庁は、本件請求2に係る公文書を作成していないため、不存在による非開示決定（以下「本件処分2」という。また、本件処分1及び本件処分2をまとめて「本件処分」という。）をし、平成28年4月27日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

当該個人情報開示請求については、請求があった日の翌日から起算して14日以内に不存在による非開示決定を行っており、決定期限の延長をしておらず、請求に係る公文書は作成していないため。

なお、審査請求人に送付した「不存在による非開示決定通知書」の「開示請求に係る個人情報保有していない理由」欄に記載した「不存在による非開示請求決定を行っており」は「不存在による非開示決定を行っており」の誤りである。

- (4) 審査請求人は、平成28年5月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条

の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、当庁の西京区役所区民部市民窓口課が保管する「平成27年度 個人情報開示請求に係る決定及び通知について」に編綴されている文書であり、審査請求人のいう、「ニセモノ・決定日を遡って記入した」文書ではない。

しかし、一方で、決定から不存在による非開示通知書の発送までに17日を要しており、これは通知書を受け取った審査請求人が「決定そのものが14日以内にできていないのではないか」と推測しても仕方ない期間ではある。

他方、審査請求人が開示請求書を提出した平成28年2月29日は当庁の西京区役所市民窓口課が転出入の手續等のため年間で最も混雑する時期であり、当該決定通知書に市長公印を押印するため職員が公印を所管する市役所本庁にある行財政局総務部法制課まで出向く時間を確保しにくい期間である。加えて、審査請求人は平成28年3月17日にも別の個人情報開示請求をしており、その決定にかかる事務にも労力を要した。

以上の理由から当該決定通知書の発送に時間を要したものであり、決定そのものが遅れたものではないことを証明する文書として本件公文書を開示したものである。

(2) 本件請求2に係る公文書が存在しないことについて

本件請求2に係る公文書については、4(1)のとおり、開示請求に対する決定は請求のあった日の翌日から起算して14日以内に行われており、決定期限を延長していないため、不存在であることに不合理はない。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分1について

ア 決定書の決定日を(月末ごろに)H28.3.14と逆昇って、起入したご様子(推

認)

イ 決定の日時を月末ごろに記入されました。いわゆる起算扱いです。それが役所にあると思います。

ウ 今回開示したのは、いわばニセモノです。所定の日に即発送すればこと足りたのです。そして、3/15ごろに連絡することが役所の義務です。

(2) 本件処分2について

ア 2w後には市民宛に送付する義務もある訳で、このルールを守っていないから、非開示決定通知を行っていないと推察します。

なぜなら、貴職は市民宛に発送すればこと足りたのです。から…

イ 又理由として「不存在による非開示“請求”」決定を行～とありますが、“請求”決定があれば、別途閲覧させて下さい。又は正しい表記に訂正して下さい。特にいいたいことは毎回“所定の日に即発送すること”です。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）の期限について

開示決定等の期限については、条例第20条第1項において、「開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内になければならない。」と定められている。

あわせて、同条第2項において、「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を文書により通知しなければならない。」と定められている。

(2) 本件請求に係る公文書について

ア 本件請求1に係る公文書は、平成28年2月29日付けで審査請求人が行った個人情報開示請求に対して、諮問庁が開示決定等をした決定書であり、西京区役所区民部市民窓口課が保管する「平成27年度 個人情報開示請求に係る決定及び通知について」に編綴されている文書であると認められる。

イ 本件請求2に係る公文書は、H28.2.29付開示請求に係る決定期間の延長について通知することを決定する決定書であると認められる。

(3) 本件処分1について

ア 本件公文書は、文書管理システムにより電子決裁処理がされているため、当審査会は文書管理システムに保存されている電磁的記録を用紙に出力したものを諮問庁に提出させ確

認した。確認した本件公文書は、平成28年2月29日付けで審査請求人が行った個人情報開示請求に対して、諮問庁が開示決定等をした決定書であることが認められ、個人情報開示請求書の「H28. 2. 29日に開示を請求しました。(中略)については、本件に関する決裁書類を一切合切情報開示して下さい」という内容に合致している。

イ 審査請求人は、「決定書の決定日を(月末ごろに)H28. 3. 14と逆昇って、起入したご様子(推認)」、「決定の日時を月末ごろに記入されました。いわゆる起算扱いです。それが役所にあると思います。」、「今回開示したのはいわばニセモノです。」等と主張する。

諮問庁は、本件請求のあった平成28年2月29日の翌日から起算して14日以内に決定を行っているとは主張しており、確認した本件公文書である決定書の決定日の欄には「平成28年3月14日」と記載されている。

当該決定日の欄の日付に関して、審査請求人が主張するような「決定書の決定日を(月末ごろに)逆昇って」というと証するものは見当たらず、原処分の判断を覆すに足る事実は見出せなかった。

ウ したがって、諮問庁の判断に不合理な点があるとは認められない。

エ なお、条例の運用上、開示決定等を行った後、決定期限の翌開庁日までに実施機関は個人情報開示請求者に対して連絡することとなっているが、本件においてはその連絡もなく、諮問庁が弁明書で認めているとおり、通知書を受け取った審査請求人が「決定そのものが14日以内にできていないのではないか」と推測しても仕方のない状況であることが認められる。

したがって、実施機関においては、審査請求人がそのような疑念を持つことのないよう、速やかに対応をするべきであったことを付言する。

(4) 本件処分2について

6(2)イで判断したとおり、平成28年2月29日付けの開示請求については、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に決定されていることが認められる。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 6月23日 諮問

7月22日 諮問庁からの弁明書の提出

12月26日 審議(平成28年度第7回会議)

平成29年 1月30日 審議(平成28年度第8回会議)

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要ないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）